

## 誓 約 書

公益財団法人東京しごと財団理事長 殿

魅力ある職場づくり推進奨励金支給要綱（以下「要綱」という。）第 16 条に基づく奨励金の支給申請を行うにあたり、下記事項を確認し相違ないことをここに誓約いたします。

- 都内で事業を営んでいます。
- 都内に勤務する常時雇用する労働者を 1 人以上、かつ、6 か月以上継続して雇用しています。
- 就業規則を作成して労働基準監督署に届出を行っています。
- 過去に国・都道府県・区市町村等の助成事業において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがありません。
- 過去 5 年間に、重大な法令違反等はありません。
- 労働者に支払われる賃金は、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っています。
- 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していません。また、固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金を追加で支給しています。
- 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36 協定）」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間（特別条項を付帯した場合はその上限時間）を超える時間外労働をさせていません。
- 労働基準法第 39 条第 7 項（年次有給休暇について年 5 日を取得させる義務）に違反していません。
- 前記以外の労働関係法令について遵守しています。
- 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っています。
- 都税の未納付はありません。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていません。また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第 23 条の規定により奨励金の支給決定の取消しを受けた場合には、これに異議なく応じます。
  - \* 接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を行っている事業主は申請できません。
- 代表者、役員又は使用人その他の労働者若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第 23 条の規定により奨励金の支給決定の取消しを受けた場合にはこれに異議なく応じます。あわせて、理事長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。
  - \* この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。
    - ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
    - ・暴力団員を雇用している者
    - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
    - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
    - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 本奨励金もしくは助成内容が同一と認められる奨励金等を利用または受給したことがありません。
- 要綱における関係書類について、理事長が必要と認めた場合は、関係書類を速やかに提出します。
- 本奨励金に関して財団へ提出した企業情報及び書類のすべてについて、事業報告及び事業実施上の疑義等の照会に応じて東京都へ提供することについて同意いたします。
- 本奨励金が支給された場合、企業名をエンゲージメント向上に理解がある企業として公開することや、取組の成果について今後取材される場合があること等について同意いたします。
- 本奨励金に関し提出する書類の内容は事実と相違ないこと、書類の写しはすべて原本と相違ないこと及び財団の職員が審査に必要な事項についての確認や検査を行う際に対応します。

年 月 日 奨励金支給後に本誓約書の内容に虚偽や不正が発覚した場合は奨励金を返還します。

個人の住所地  
※個人事業主の場合のみ記入  
企業等の所在地  
企業等の名称  
代表者職・氏名